筑波大学大学研究センター規則

昭和61年4月22日 規則第1号 平成2年6月28日一部改正

(目 的)

第1条 筑波大学大学研究センター (以下「センター」という。) は、大学の機能に関する総合研究を行うとともに、実践可能なモデルを開発、試行及び提供することにより、我が国の大学改革の推進に寄与することを目的とする。

(管理運営)

第2条 センターの管理運営は、センター長が行う。

(運営委員会)

- 第3条 センターの運営に関する重要事項を審議するため、センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2. 委員会は、次に揚げる委員で組織する。
 - (1) センター長
 - (2) 企画調查室長
 - (3) センターの維持運営に関する職員のうちからセンター長が推薦する者 2人
 - (4) 研究審議会が推薦する教員 2人
 - (5)教育審議会が推薦する教員 2人
 - (6) その他学長が指名する教員 若干名
- 3. 前項第3号から第6号までの委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4. 前項の規定にかかわらず、任期の周期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 5. 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

(事務)

第4条 センターに関する事務は、学校教育事務部が行う。

(細目)

第5条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和61年4月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年7月1日から施行する。